

不動産公売(期日入札)の流れ

公売執行手続き

①公売公告(公売日10日前の日までに掲示)

②見積価額公告(公売日3日前の日までに掲示)

〔公売広報の実施〕
 当市HP, 当市広報誌など

③公売日(公告で指定した日時, 会場で実施)

〔公売当日の手順〕

- ・受付
- ・公売説明
- ・公売保証金の納付
- ・入札
- ・開札
- ・最高価申込者決定
(次順位買受申込者決定)
- ・入札終了
- ・公売保証金返還
- ・最高価, 次順位申込者への説明

※以上の所要時間約1時間30分

④売却決定(午前10時)

⑤買受代金納付期限(売却決定日の午後2時)

⑥権利移転(買受代金を納付したとき)

※ただし農地法許可(届出)を要する場合は,
 その許可後。

入札(参加)者

〔公売財産の確認〕

・物件の詳細内容・価額等を
 当市HPや同事務室備え
 付けの公売資料で確認。

〔現況・公簿等の確認〕

・登記簿や公図, 公的機関
 で関係資料を閲覧等し,
 現況を確認。

【農地入札者の参加要件】

・農地法の許可(届け出)が必要な財産の場合は, 財産の所在
 する市農業委員会等発行の買受適格証明書が必要。

【入札前に公売が中止となる場合】

・公売財産に係る滞納税を完納等した場合。

【当日持参するもの】※公売日時・場所を確認のうえ, ご参加ください。

- 1 **公売保証金**
 売却区分番号毎に定められた金額に相当する現金。
- 2 **身分証明書**
 入札に参加される方(代理人を含む)の運転免許証等。
- 3 **印鑑**
 入札者が個人の場合はその印鑑(認印可), 法人の場合は
 その代表者の印鑑, 代理人の場合は代理人の印鑑。
- 4 **委任状**
 代理人が入札手続きを行う場合は, 代理権限を証する委任
 状。法人の従業員などが行う場合も委任状が必要。
- 5 **収入印紙(200円)**
 入札者が営利法人又は個人の営業者の場合で, 落札でき
 なかった公売財産(売却区分番号毎)の公売保証金返還を
 受ける際に必要。
- 6 **買受適格証明書**
 農地法の許可等を必要とする公売財産(売却区分番号毎
 に記載)を入札する際に必要。

【入札後公売が中止となる場合】

・買受代金の全額納付前に公売財産に係る滞納税を完納した場合。
 ・買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しない場合。
 ・買受人の公売に関して妨害, 不当行為等事実が判明した場合。

【登記手続き】

・公売執行機関の職員が登記請求を受けて, 差押等抹消, 所有権移転の手続
 きを実施。(買受人が行う必要はありません)
 ・登記手数料(収入印紙代), その他証明書類等は, 買受人が負担。
 ※登記に必要な書類等は入札終了後説明します。

【公売執行機関からのお知らせ】

- ・公売は, 滞納者本人, 税務職員などは参加できません。
- ・公売財産は現況有姿のまま売却します。
- ・公売財産の引き渡しの義務を負いません。
- ・公売財産にキズがあっても瑕疵担保責任を負いません。
- ・買受代金全額納付後のき損等損害負担は, 買受人が負います。
- ・土地境界については, 隣接地所有者と協議をしてください。
- ・公売は予告なく中止することがあります。
 (事前に公売執行機関にお問い合わせください)

《問い合わせ先》

〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市役所 納税課特別対策G

電話 0297-64-1111

FAX 0297-60-1581

HP <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>

※公売に関するご質問は, 当市ホームページ
 をご覧いただくか, 又は上記までお気軽に
 お問い合わせください。